

ほけんだより

令和5年5月 向の岡工業高校保健室

学校感染症の種類と出席停止期間の基準

一部改正されました！

学校感染症にかかった場合は、欠席扱いではなく出席停止になりますので担任に連絡の上、次のどちらかを選んで提出してください。

- ◆『学校感染症による欠席届』と 受診医療機関名・受診日のわかる《薬の説明書 など》
 - ◆『学校感染症による欠席届』と『診断書』・『登校許可証』→ 主治医記入（※有料の場合が多いです。）
- *『学校感染症による欠席届』(裏面)は保護者記入で押印も忘れずにお願いいたします。

*これらの疾患は学校保健安全法、学校保健安全法施行規則により規定されています。

	疾病名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る)、 中東呼吸器症候群 (病原体が MERS コロナウイルスであるものに限る)、 特定鳥インフルエンザ(感染症法に規定する)	治癒するまで
	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
第二種	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発しんが消失するまで。
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に感染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
結核・髄膜炎菌性髄膜炎	主治医において伝染のおそれがないと認めるまで。	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	伝染のおそれがないと認めるまで。
	<u>その他の感染症</u> ※その他の感染症(本校前例): 感染性胃腸炎・ノロウイルス・ロタウイルス・マイコプラズマ肺炎・溶連菌感染症など	※その他の感染症 条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症。

*この基準を参考にして十分な治療と休養をし、医師が登校を許可してから登校するようにしてください。

校長	副校長	教頭	教務	養護教諭

学校感染症による欠席届(出席停止措置願)

神奈川県立向の岡工業高等学校

科 年 組 番 氏名 _____

病名	
学校を欠席した 期間	年 月 日() ~ 年 月 日()
受診した 医療機関名	電話番号 _____

年 月 日

保護者氏名 _____ (印)

- ◆ 受診医療機関名・受診日のわかる、薬の説明書(薬袋・領収書)などを一緒に提出してください。
(確認後、領収書のみ返却いたします。それ以外で返却をご希望の場合はお申し出ください。)
- ◆ 登校許可が出てから1週間以内に提出してください。

担任記入欄

()

《 確認添付書類 》 該当提出書類に○をしてください

薬の説明書 ・ 診断書 ・ 薬袋 ・ 領収書 ・ その他()

年 月 日

担任確認 (印)